

令和7年12月  
愛知県住宅供給公社

## 配置予定技術者等の直接的な雇用関係の確認について

このことについて、公社発注工事等における適正な施工を確保するために、施工する現場に、業務内容に合致した所定の資格・経験を有する技術者等を配置することとなっています。

この度、マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和7年1月2日以降、健康保険被保険者証の使用ができなくなることを踏まえ、配置予定技術者等の直接的な雇用関係の確認について以下のとおり取扱うこととします。

※保守点検・設計等の委託業務についても同様に取り扱うこととします。

※直接的な雇用関係とは、配置予定技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえないません。

### 1. 雇用関係の確認方法について

配置予定技術者等と受注者との雇用関係の確認をするため、雇用関係の確認書類（以下、「確認書類」という。）については表のとおりとします。

なお、原則として確認書類については、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目はマスキングをした上で写しを提出してください。

表 雇用関係の確認書類

番号	確認書類（証明書類）	雇用開始の認定日	適用
(1)	監理技術者資格証の写し	交付日	<ul style="list-style-type: none"><li>・所属している事業者名称が記載されているもの</li><li>・有効期限内のもの</li><li>・記載事項に変更がある場合は、裏面の写しも提出してください。</li></ul>
(2)	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	最新の通知書の通知日	

(3)	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し	最新の通知書の通知日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収義務者用のもの</li> </ul>
(4)	給与台帳等給与の支払状況の確認できる書類の写し	給与台帳等の支払い状況による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員5人未満を雇用する個人事業所（株式会社、有限会社がつかないもの）又は後期高齢者医療制度被保険者で（1）、（3）によることができない場合のみ</li> <li>・受注者の記名押印したもの</li> <li>・後期高齢者医療者制度被保険者の場合、後期高齢者医療制度被保険者証の写しも併せて提出してください。</li> </ul>
(5)	雇用証明書等の写し	証明日から3か月以内のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用証明書等の写しについては、氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押されたものを提出してください。</li> </ul>

## 2. 適用年月日

令和7年12月2日以降に雇用関係の確認を行う工事、委託業務から適用する。